○府中市子ども医療費助成条例

昭和48年3月31日 条例第19号

改正 平成元年9月26日条例第25号 平成5年9月28日条例第14号

平成10年6月30日条例第25号 平成12年9月26日条例第30号

平成11年1月5日条例第1号 平成12年12月11日条例第33号

平成13年6月26日条例第13号 平成14年9月25日条例第24号

平成14年3月18日条例第5号

平成17年3月14日条例第5号

平成16年6月25日条例第7号 平成19年6月28日条例第11号

(題名改称)

(題名改正)

平成21年3月18日条例第6号 平成23年12月22日条例第18号 平成26年6月27日条例第9号

平成21年6月30日条例第13号 平成24年3月30日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成し、子どもの保健の向上に寄与するととも に、子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者をいう。
- 2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維 持する者
- 3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、 これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計 を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 この条例にいう「父」には、母が子を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実 上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(対象者)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号に該当する子どもを養 育している保護者とする。
 - (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に 記録されている者
 - (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は別に定める社会保険各 法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていない者
 - (4) 市長が別に定める施設に入所していない者
 - (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事 業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されていない者

第4条 削除

(助成の範囲)

第5条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医

療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院による療養と併せて受けた食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によつて医療に関する給付を受けることができるとき、又は第三者の 行為によつて生じた疾病若しくは負傷に係る損害賠償を当該第三者から既に受けているときは、 その額の限度において行わない。

(平5条例14・全改、平5条例14・平12条例30・平14条例24・平19条例11・平21条例13・ 平26条例9・一部改正)

(申込み)

- 第6条 保護者が医療費の助成を受けようとするときは、市長に申込みしなければならない。 (医療証)
- 第7条 市長は、保護者に対し、別に定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証を交付する。
- 2 医療証の交付を受けた保護者は、市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者(以下「指定 医療機関等」という。)から子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該指定医療機関 等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

- 第8条 医療費の助成は、助成する額を指定医療機関等に支払うことによつて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払方法)

第8条の2 第7条第2項及び前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける保護者は、子どもが入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

- 第9条 保護者は、第6条の規定により申込みをした事項に変更が生じたときは、その旨を速やか に市長に届け出なければならない。
- 2 保護者は、別に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、 市長が当該保護者の同意に基づき、現況届に記載すべき内容を公簿等により確認することができ る場合は、この限りでない。
- 3 保護者は、子どもの疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は 負傷に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名 又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け 出なければならない。ただし、同一の行為によつて生じた疾病又は負傷について、既に届け出て いるときは、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 保護者は、この条例による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。 (損害賠償の請求権の譲渡)

- 第11条 保護者は、子どもの疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、その額の限度において、当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を府中市に譲渡するものとする。
- 2 保護者は、前項の規定による第三者に対して有する損害賠償の請求権の譲渡をしたときは、その旨を遅滞なく当該第三者に通知しなければならない。

(助成費の返環)

- 第12条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から 当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。
 - (2) 第9条第3項の規定による届出を行わなかつたとき。
 - (3) 前条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡を行わなかつたとき。
 - (4) 前条第2項の規定による損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。(委任)
- 第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平5条例14・一部改正、平26条例9・旧第12条繰下)

付 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(略)

付 則(平成26年6月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。